

「島根県母子世帯寡婦世帯父子世帯実態調査」 <速報版>

平成26年2月
健康福祉部青少年家庭課母子福祉グループ

1 調査の概要

(1) 目的

島根県内の母子世帯、寡婦世帯及び父子世帯（以下「調査世帯」という。）の生活実態とニーズを把握し、当該世帯への福祉対策を推進するための基礎資料を得るため、「島根県母子世帯寡婦世帯父子世帯実態調査」を実施した。

(2) 概要

①調査対象世帯の定義

- 1) 母子世帯：配偶者のない女子で現在児童を扶養しているものとその児童からなる世帯
- 2) 寡婦世帯：満65歳未満の配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことがあるもので、現在児童を扶養していないもの、または、満40歳以上満65歳未満の配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことがないもので、現在児童を扶養していないものからなる世帯
- 3) 父子世帯：配偶者のない男子で現在児童を扶養しているものとその児童からなる世帯

②調査対象 市町村において住民基本台帳又はこれに代わる的確な資料から平成25年1月1日現在で調査対象世帯の定義に該当する世帯を把握する。該当世帯の中から無作為に母子世帯1/3、寡婦世帯1/4、父子世帯2/3をそれぞれ抽出し、調査対象世帯とする。

③調査方法 県から調査対象世帯あてにアンケート調査票及び返信用封筒等を郵送し、対象世帯において調査票に記入後郵送により島根県が回収する。

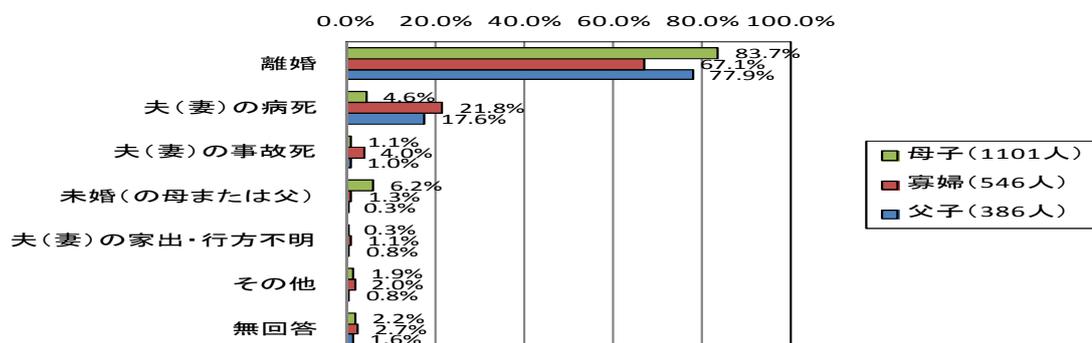
④回収結果 <母子世帯> 配布数2449数 回収数1107通 有効回答数：1101通 無効数：6通
<寡婦世帯> 配布数1302数 回収数552通 有効回答数：546通 無効数：6通
<父子世帯> 配布数961数 回収数390通 有効回答数：386通 無効数：4通

2 調査世帯となった原因

調査世帯となった原因は、いずれの調査世帯も「離婚」が最も高くなっている。

母子世帯では「離婚（83.7%）」に次いで「未婚の母（6.2%）」、「夫の病死（4.6%）」となっている。寡婦世帯では「離婚（67.1%）」に次いで「夫の病死（21.8%）」、「夫の事故死（4.0%）」となっており、父子世帯では「離婚（77.9%）」に次いで「妻の病死（17.6%）」、「妻の事故死（1.0%）」となっている。

表1 調査世帯となった原因



3 家計の状況

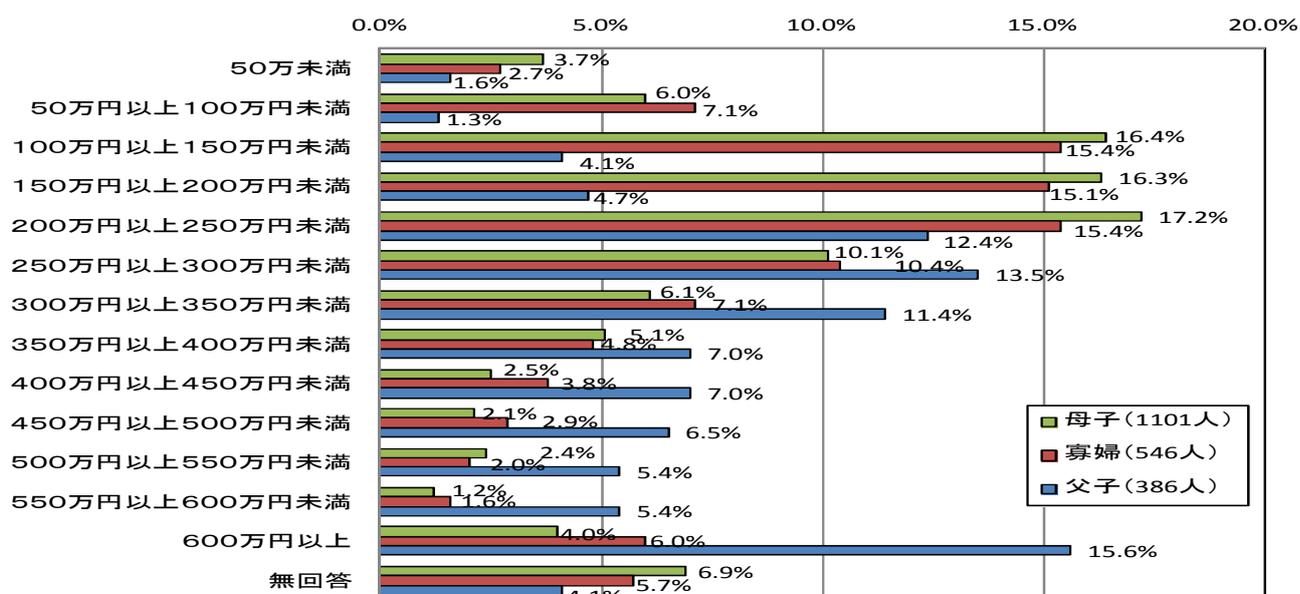
調査世帯の主な収入源は、割合に開きはあるものの、いずれの調査世帯も「ひとり親の仕事による収入」が大半を占めている。

母子世帯では「母親の仕事による収入（79.6%）」に次いで「年金・手当（6.7%）」となり、寡婦世帯では、「寡婦の仕事による収入（68.6%）」に次いで「年金・手当（15.9%）」、父子世帯では「父親の仕事による収入（89.9%）」に次いで「父親以外の世帯員の仕事による収入（3.4%）」となっている。

世帯の年間総収入額は、母子世帯、寡婦世帯に比べ父子世帯が高くなっている。

母子世帯では「200万円以上250万円未満（17.2%）」が最も高く、次いで「100万円以上150万円未満（16.4%）」、「150万円以上200万円未満（16.3%）」となり、寡婦世帯では「100万円以上150万円未満（15.4%）」、「200万円以上250万円未満（15.4%）」が最も高く、次いで「150万円以上200万円未満（15.1%）」となっている。父子世帯では「600万円以上（15.6%）」が最も高く、次いで「250万円以上300万円未満（13.5%）」、「200万円以上250万円未満（12.4%）」となっている。

表2 世帯の年間総収入



ひとり親の年間収入額についても父子世帯が高めの傾向にある。母子世帯では「100万円以上150万円未満（24.5%）」が最も高く、次いで「150万円以上200万円未満（16.8%）」となり、寡婦世帯では「100万円以上150万円未満（18.5%）」が最も高く、次いで「150万円以上200万円未満（15.8%）」となっている。父子世帯では「200万円以上250万円未満（15.2%）」が最も高く、次いで「250万円以上300万円未満（12.2%）」となっている。

暮らし向きの実態については、いずれの調査世帯でも「やや苦しい」が最も高い割合となっている。

表3 ひとり親の年間就労収入

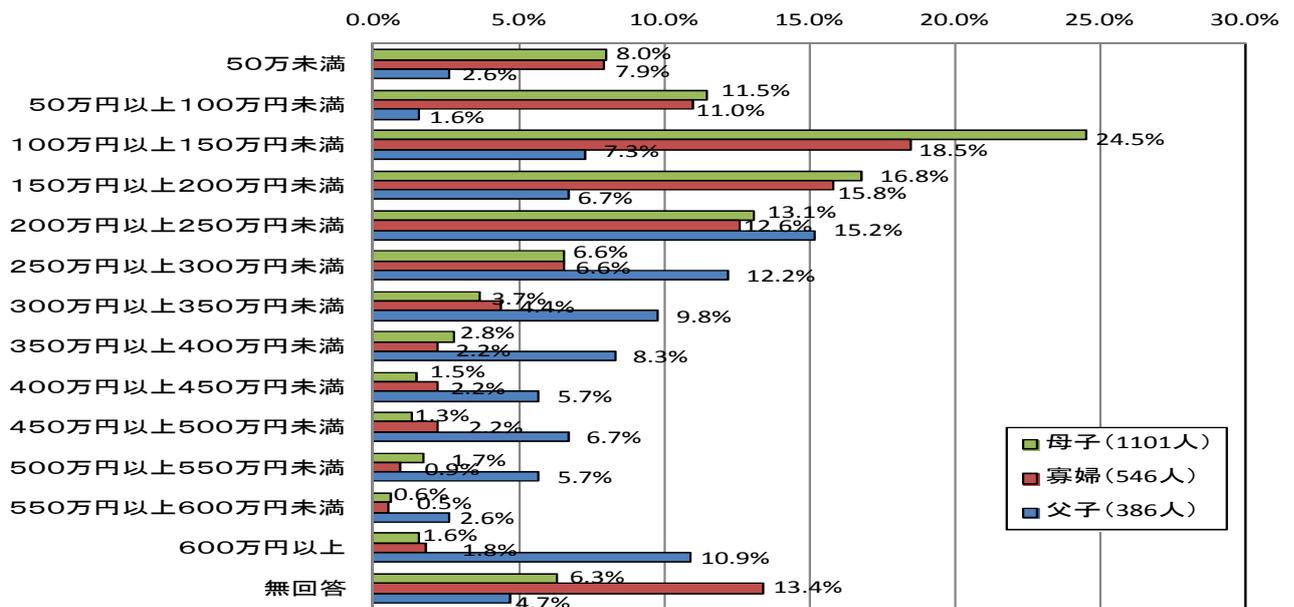
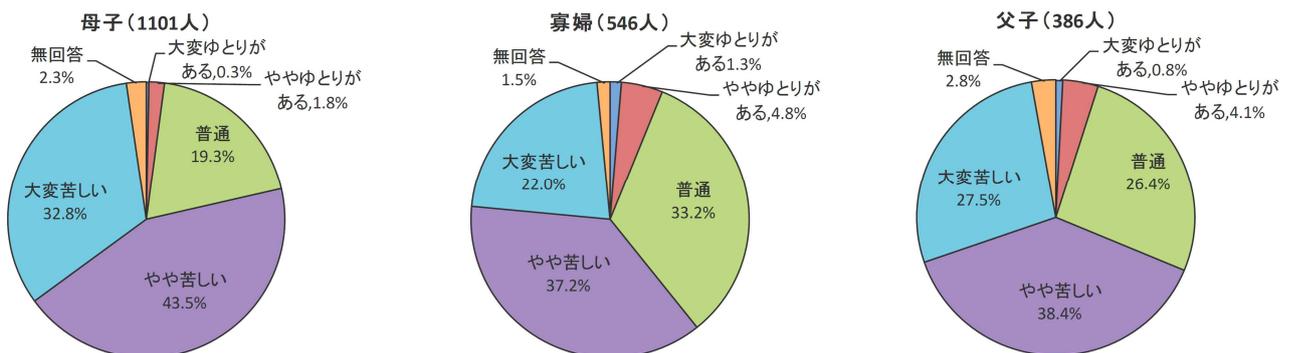


表4 暮らし向き



4 相談相手や各種制度

現在困っていることについて、いずれの調査世帯も「経済面」が最も高い割合となっている。

母子世帯では、「経済面（66.6%）」に次いで「子どもの進学や就職（32.3%）」、「自分や家族の健康（病気）（18.0%）」となり、寡婦世帯では「経済面（47.6%）」に次いで「自分や家族の健康（病気）（35.3%）」、「特になし（21.8%）」となっている。父子世帯では「経済面（42.2%）」に次いで「子どもの進学や就職（26.2%）」、「自分や家族の健康（病気）（18.4%）」となっている。

相談相手の有無について、いずれの調査世帯も「いる」と回答した方が最も高くなっているが、母子世帯（77.5%）、寡婦世帯（75.0%）では7割を超えており、父子世帯（48.5%）では5割を下回っている。

相談相手については、いずれの世帯も「親族」（母子82.4%、寡婦80.0%、父子82.4%）、「知人・隣人」（母子61.0%、寡婦59.4%、父子49.2%）、「職場の人」（母子15.1%、寡婦13.0%、父子15.0%）となっている。

公的援助としてどのようなものがあつたらよい（あつてよかった）と思うかについては、「児童扶養手当制度」、「子どもの就学費用の助成制度」、「医療費の自己負担分を公費で補助する制度」が高い割合を占めている。

母子世帯では「児童扶養手当制度（49.8%）」が最も高く、次いで「子どもの就学費用の助成制度（41.7%）」、「医療費の自己負担分を公費で補助する制度（40.2%）」となっている。寡婦世帯では「医療費の自己負担分を公費で補助する制度（42.9%）」が最も高く、次いで「児童扶養手当制度（25.1%）」、「公営住宅への優先入居（17.6%）」となっている。父子世帯では「子どもの就学費用の助成制度（38.1%）」、「児童扶養手当制度（36.5%）」、「医療費の自己負担分を公費で補助する制度（34.5%）」となっている。

表5 現在お困りのこと

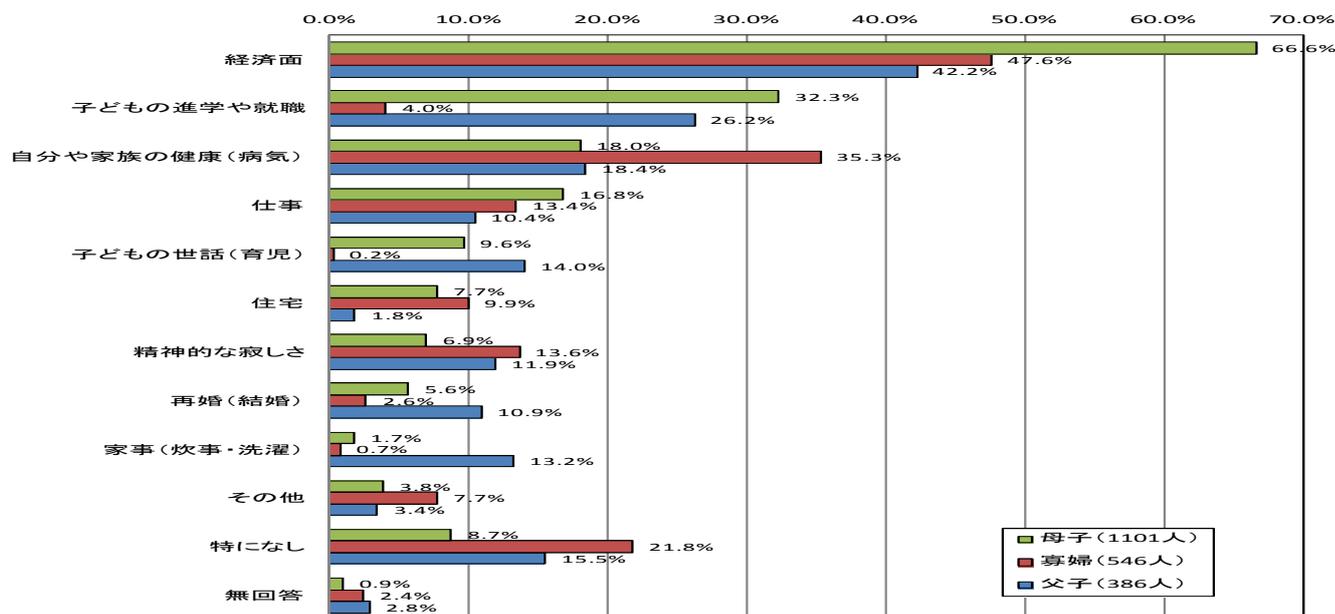
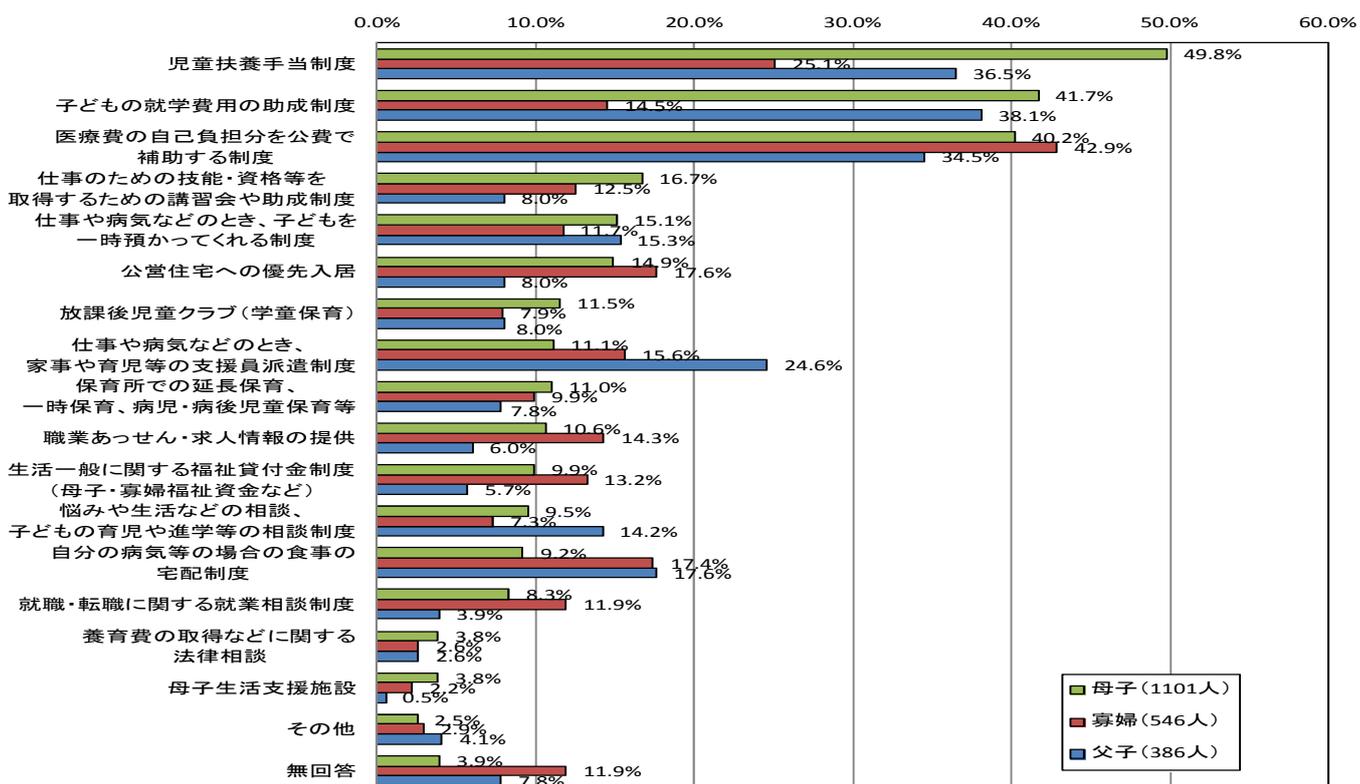


表6 あつたらよい（あつてよかった）公的援助



5 健康について

ひとり親が病気やけがの時、誰が世話をしてくれるかについて、母子世帯、父子世帯では「同居の親族」、「別居の親族」が高く、割合の差はあるものの同様の順位となっており、寡婦世帯では他世帯に比べ「子ども」の割合が高くなっている。母子世帯では「同居の親族（36.9%）」に次いで「別居の親族（32.0%）」、「みてる適切な人がいない（10.9%）」となっている。寡婦世帯では「子ども（32.6%）」に次いで「同居の親族（18.1%）」、「別居の親族（17.9%）」となっている。父子世帯では「同居の親族（54.6%）」に次いで「別居の親族（18.7%）」、「みてる適切な人がいない（10.6%）」となっている。

表7 病気で動けないときの援助者

